

[事案 2020-199] 新契約無効請求

・令和3年5月17日 和解成立

<事案の概要>

契約時に虚偽の説明があったこと等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年5月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)既契約が満期になったため、その手続を行ったところ、募集人から「満期時には200万円を受け取れる。」と言われたため、本契約に加入した。
- (2)申込みの際、「前は利子がついてきましたが、今回は10万円から20万円少なくなりますかね。」と聞くと、募集人は「はい、そうです。」と回答したが、後に満期保険金と払込保険料の総額を比較すると、実際には約50万円少なくなることが判明し、虚偽の説明であった。
- (3)自分には、明らかな跛行と両手指欠損があったため、告知書に回答する際に募集人に相談したところ、募集人から「1年以内に病院にかかっていたら『いいえ』でいい。」と誘導された。しかし、平成31年1月に入院、手術をした際に給付金を請求したところ、虚偽の告知をしたことを理由に給付金が支払われなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、保障設計書を用いて、死亡保険金額、満期保険金額、保険料額および払込保険料総額を説明している。
- (2)申込書には、保険契約の種類、保険金額、保険料額、特約の有無等が明記されており、申立人はこれに署名していること、保障設計書およびご契約に関する注意事項を受け取り、重要事項について説明を受けていることからすれば、申立人は、本契約の内容を十分に理解して申込みを行っている。
- (3)募集人は申立人に対し、告知書作成の際、過去3年間の健康状態について告知が必要であること、責任開始日より前にかかった病気等を原因とする場合には、入院給付金等の支払いや保険料の払込免除ができないことを説明した。平成31年1月の入院は、契約日より前の平成29年5月にかかった病気を原因とする入院であって、入院給付金の支払対象とはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時における事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約が無効であるとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人の事情聴取によれば、申込者の指に欠損があるにもかかわらず、告知書においてこれを告知しない場合には、募集人がそのことを取扱報告書で保険会社に報告することとされているが、募集人は申立人の手指の欠損について報告を行っていない。この点、募集人は手指の欠損については気づかなかったと陳述しているが、募集の際に少なくとも数十分にわたって申立人と対面し、申込書の署名を得ている募集人が、手指の欠損に気づかないことは不自然である。
- (2) 本契約の申込時、申立人は未婚で仕事をしていたが、募集人の陳述によれば、申立人に職業を尋ねることなく、見た目や申立人の年齢から募集人の感覚で、職業を勝手に「主婦」と入力した。